



全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN



皆様からニュースのご提供を
心からお待ちしております

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11

福祉財団ビル5階（令和6年3月21日より）

全肢連公式ホームページでも全肢連情報をご覧になれます

<https://www.zenshiren.or.jp>

TEL：03-3971-3666

FAX：03-3971-6079

全肢連

検索

メール zenshiren@zenshiren.or.jp

令和6年能登半島地震について（第3報）

○義援金の状況

全肢連では、この災害による被災地の方々の生活を支援するため、地震発生後より皆様にホームページ等を通じて、義援金のお願いをしましりました（現在も継続中）。

3月11日現在、96か所からの義援金の入金をいただき、金額は4,880,019円となっております。

ご協力いただきましてありがとうございます。

なお、お預かりさせていただいております義援金は、被災地県肢連からの被災状況の調査を経て、被災された会員の方々に、お届けする予定ですが、一部仮払いをして被災者へお届けを始めています。

会員の皆様には、改めて用途の全体像についてご報告はさせていただきます。

また、引き続き義援金の受付をしておりますので、よろしく願いいたします。

義援金お振込み先

1. ゆうちょ銀行・郵便局 口座番号 11380-09303811

名義 シャゼンコクシタイフジユウジシャフボノカイレンゴウカイ

2. 銀行振込

三菱UFJ銀行 西池袋支店 普通口座 口座番号 4962337

名義 シャダンハウジンゼンシレン

個人でご支援をいただける際には、

事前に電話（03-3971-3666）、FAX（03-3971-6079）、

メール（zenshiren@zenshiren.or.jp）

等にてお知らせいただければ幸いです。

引き続きよろしくお願いいたします。

○石川県肢体不自由児者父母の会連合会 松田会長より

この度の能登半島地震に際しましては、全国の県肢連・地域父母の会並びに個人の方より多大なるご支援をいただき、心よりお礼申し上げます。

あれから2か月以上が経過しましたが、現在も指定避難所には5,000人以上が生活し、自主避難所、二次避難所などを合わせればその数倍にもなる人たちが不自由な暮らしを続けています。能登半島の先端、珠洲市では今も95%の家が断水していて自宅避難している人たちにも限界が近づいています。その中でも、懸命な復旧作業により被災地への道路が徐々に通行可能になり、石川県肢連高田事務局長が被災者への支援物資を届けたいと申し出てくれて、寝袋を持参して車で奥能登へ向かいました。その中の2家族の様子をお知らせします。



お見舞い金お渡し 支援物資

- ・ブランケット 10枚
- ・島原うどん 1箱
- ・いろはす 1ケース
- ・綾鷹 1ケース
- ・ポリタンク 3
- ・マスク 1箱
- ・消毒液 1
- ・ビニール袋 10
- ・タンブラー 25

・輪島市門前町のKさん家族は本人、ご両親、お兄さんの4人で地域の公民館で生活しています。地域の人たち30人がここで暮らしていますが、高齢者も多いのでKさん家族が率先して避難所の運営、雑用まで引き受けています。この地は2007年の能登半島地震でも大きな被害があった場所で、昨年5月の地震でも被害を受けています。どこの避難所でお話を伺っても、とにかく人手が一番足りないと言われます。行政関係の職員は限られていて、ボランティアは宿泊場所がなく日帰りで金沢市内からバスで移動しますが、往復に6～7時間もかかり、現地での作業時間がほとんどないとの不満もでています。今回の地震では災害時の問題がすべて炙り出されたようで今後の災害対策の参考にしてもらいたいと思います。





お見舞い金お渡し

支援物資

- ・ブランケット 4枚
- ・島原うどん 1箱
- ・いろはす 1ケース
- ・ポリタンク 2
- ・マスク 1箱
- ・消毒液 1
- ・ビニール袋 10

・輪島市河井町のFさん家族 ご両親・お兄さん・本人は地震後に加賀市の施設に移動
自宅は道路側に傾斜して立ち入り禁止。自宅横で創業80年以上の精肉店を営んでいました。精肉店は輪島朝市通りの南にあり、朝市通りの火災では数十メートルまで火の手が迫りましたが何とか延焼を逃れました。しかし、お店の入口のガラス扉は割れ、肉を切る機械が倒れて器材が散乱し、水も電気も止まりました。それでも周囲の励ましや、応援に背中を押され先月50日ぶりに店を開けることが出来ました。当面は時短営業で商品も揚げ物の一部のみですが、なじみの味を求めてお客さんが訪れてくれています。

ただ、肉の処理や衛生面から水が不可欠で断水が続く中、「とにかく水道が早く復旧してくれるとありがたい」と4代目のお兄さんは話しています。



最後にお母さまからお手紙を頂きましたのでご紹介します

『このたびは、父母の会の皆様からお見舞金や支援の品を頂き心から感謝いたします。皆様からのお気持ちを糧に、今後に向けて家族が力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。』

以下は地震当時の様子です。何かの参考になれば幸いです。

1月1日16時6分、震度5強の地震が起きました。「揺れたね、怖かったね」って勇輝（本人）に話をしていた時に二度目の地震。ソファにいた勇輝が私にしがみつ、私も勇輝を支えながらソファにつかまっているのが精一杯でした。一度目の地震とは比較にならない揺れ、食器が落ちる音、家電が倒れる音が響く中なかなかおさまらない揺れに、「いつになったらとまるのだろう。このままでは家が潰れる。天井が落ちてきたらどうすればいいのか」と、私自身も怖くて仕方がなかったのですが、勇輝が悲鳴をあげていたので、「大丈夫だよ、大丈夫だよ」とずっと声をかけていました。揺れがおさまり、電気が消え、テレビの情報も入らず、この揺れでは津波が来るかとも思い、とりあえず二階へ勇輝を運びましたが、この高さではダメだと思い、高台へ車で避難しようと玄関に向かいました。幸いにも玄関の扉が壊れて外側へ倒れていたため、すぐに家から出ることが出来ましたが、近くのビルが倒れ、電柱も倒れ、周りの家は倒壊していて動くことが出来ず、家に戻り勇輝を車いすに乗せて近くの避難所に向かいました。避難所へ行くまでの道でも家が倒壊し瓦やガラスが散乱している中を落ちていた木の板で避けていたら、周りにいた人たちも手伝ってくれて、車いすが通れるようにしてもらえました。避難所に着いてからは、数人で三階まで車いすごと運んでくれたので、感謝の気持ちでいっぱいです。避難所では、1日、2日と食料ももらえず、勇輝の兄が家から非常食を持ってきて、勇輝には缶詰のパンと、水を入れて作るご飯を食べさせました。余震の回数も多く夜も眠れないようでした。一番困ったのはトイレでした。トイレに行くまでの廊下にも多くの避難者の方がいて、トイレに行くまでに「すみません」と何度も言いながら通してもらいました。トイレは水が使えないのでひどい衛生状況で、さらに皆さんに通してもらおうのも申し訳なくて、部屋で毛布を被せて携帯トイレで何度か済ませました。津波の心配がなくなった後も、自宅と火災現場が近いため戻ることも出来ず、3日の午前中まで避難所で過ごしました。金沢にいた父親が片道7時間かけて迎えに来てくれて、勇輝を加賀市の施設に帰すことが出来ました。施設のスタッフさんが、「勇輝くんのおことはお任せください」と言ってくれて、とても心強く安心しました。今回の地震で、障害のある子を避難させることの難しさを痛感しました。海岸の隆起などがあり津波は来ませんでした。珠洲市の津波到達時間が地震から1分後だったなどと聞くと、避難は間に合わなかったと思います。今後は災害時の避難方法を、日ごろから考えておかないといけないと痛感しました。 F・Y」

☆住む家を失った、珠洲市・輪島市の会員さんは半数以上が、現在金沢市内のホテルや旅館の二次避難所・行政が家賃を負担する民間の賃貸住居のみなし仮設住宅あるいは親戚の家等で生活しています。しかしそれにも期限があり、いずれ将来の選択が迫られます。安定した生活が得られるまで支え続けることが会の使命だと考えますので、今後ともご協力をくださいますようよろしくお願いいたします。

石川県肢体不自由児者父母の会連合会 会長 松田郁夫

障害者 災害避難に不安

能登半島地震では、自宅にとどまった障害者に支援の手が届かず孤立した事例が報告されている。専門家は「サービス提供や配慮を、平時と災害時で切れ目なく連絡させることが重要。行政が中心となり本気で取り組むべきだ」と指摘する。

障害者らを対象に実施したアンケートでは、災害時の避難が「難しい」「できない」との回答が17%に上った。「透析が心配」「大きな声や多動などで一般の避難所にわが子を連れて行くことができない」など、切実な声も寄せられた。「ある全盲の人は自力で避難できないとして『死ぬか、自宅で生きるしかない』と覚悟しているほどだ。1次避難所に避難できても、その後の生活で集団の中で行動するのは極めて困難」と語る。能登半島地震で現地調査を行った同志社大学社会学部の立木茂雄教授は、「避難所での生活が困難だとして、そもそも避難しない障害者が多い」と指摘する。

立本教授によると、能登半島地震では施設の損壊などの影響で、開設できた福祉避難所は想定の2割程度。被害が甚大な石川県では、ホテルなどの2次避難所に入るまで一時的に被災者を受け入れる「1.5次避難所」を開設し、要配慮者の受け入れにも対応している。施設ごと1.5次避難所に入ったケースもあり、「これまでにないような大きな要配慮センターとなっている」と立本教授。

一方で「1.5次避難所に来る人は普段からサービスを使っている人など誰かに声を上げてもらえた人。自力で生活していた障害者などは調整してくれる専門の人がいない」のが現状だ。現地では、今月から在宅避難者への個別訪問調査が始まったといい、今後は「普段支援する福祉関係者や防災部局が協力していかなければならない」と話す。

個別避難計画を策定するためには、各当事者の生活実態を把握することが欠かせない。そのためには地域のつながりはもとより、国が示す取り組み指針にもある通り「信頼関係も期待できる福祉専門職の参画が極めて重要」。平時の在宅生活を可能にする福祉の環境づくりと災害時の緊急対策をつなげ、普段、福祉サービスを利用していない当事者やその家族らも取り残さない地域づくりが求められている。

十勝毎日新聞より抜粋

視線入力機器勉強会の開催…愛媛県肢連

愛媛県肢連では2月18日新居浜・3月2日松山の2か所で「重度障がいある方のICT活用と自立活動学習会」と銘打ち、愛媛県障がい者ICTサポートセンターのご協力を得てICT機器特に視力入力機器による重度の障がいある方の目線によるゲームや文字入力の学習を行いました。

最初に愛媛大学教育学部特定助教竹内麻子先生による講演の後、実際にPCにより実演をしました。日頃重症のためほとんど親に生活の面倒をみてもらっている参加者の方々が、この日は自分の目で意思表示ができて大きく感動を呼びました。

愛媛県肢連では昭和48年から51年間、傘下の松山肢体不自由児者父母の会が静的弛緩誘導法の訓練をしており、その後県下全域で実施しています。

最近、ICT機器の発達が目覚ましく視力入力機器を導入することにより自立・社会的視野が広がることから勉強会を開催しました。

尚第2部で静的弛緩訓練を実施しました。


松山勉強会においては、分身ロボット「OriHime(オリヒメ)」も紹介されました。「OriHime」は自宅等から操作して動かすことが可能で、障害のある人が社会と繋がりを持つためのツールの一つです。愛媛県でも、身体障害のある女子高校生が、この「小さな相棒」と一緒にカフェ店員として接客体験に挑戦しました。この様子は南海放送にてオンエアされ、大きな反



響を呼びました。

新型コロナウイルス感染症について（厚労省HPより引用）

新型コロナウイルス感染症 令和6年4月からの 治療薬の費用について



治療薬：経口薬（ラゲブリオ、パキロビッド、ゾコーバ）、点滴薬（ベクルリー）

3月31日まで

治療薬の薬剤費のうち、上限額を超える部分を公費で負担

【上限額】

3割負担の方	2割負担の方	1割負担の方
9,000円	6,000円	3,000円

※各治療薬共通

4月1日から

- 通常の医療体制に移行し、公費負担は終了します
- 医療費の自己負担割合に応じた、通常の窓口負担になります

医療保険において、毎月の窓口負担(治療薬の費用を含む)について高額療養費制度が設けられており、所得に応じた限度額以上の自己負担は生じません

- ※ 治療薬は、医師が必要と判断した方に使用されます。
- ※ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1か月(暦月:1日から末日まで)で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

【高額療養費制度について】



令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

令和6年2月6日 障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

厚労省 HP より

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- 現行の処遇改善加算の一本化及び加算率の引き上げ
<職種間配分ルールの統一、月額賃金改善に関する要件の見直し 等>
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設
<地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】500単位/月>
- 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化や、「中核的人材」の配置や「集中的支援」について評価（生活介護・施設・グループホーム等）
<基礎研修受講者を20%以上配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に支援を行った場合 360単位/日、集中的支援加算【I】【新設】1000単位/月 等>
- 感染症発生時に備えた医療機関との連携強化（施設等）
<障害者支援施設等感染対策向上加算【I】【新設】10単位/月 等>
- 障害者虐待防止措置や身体拘束の適正化等、必要な基準を満たしていない場合の減算の導入・見直し（全サービス共通）
<虐待防止措置未実施減算【新設】所定単位数の1%減算 等>
- 通所系サービスにおける食事提供加算の見直し
<栄養面の評価を導入したうえで、経過措置を令和9年3月31日まで延長>
- 物価高騰を踏まえた施設における補給給付の基準費用額（食費・光熱水費）の見直し
<基準費用額 54,000円 ⇒ 55,500円>
- 障害福祉現場の業務効率化（全サービス共通）
<管理者の業務範囲の見直し、テレワークの取扱いの明確化、申請書類の標準化 等>

2 訪問系サービス（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援）

- 居宅介護の特定事業所加算に算定にあたり、重度障害児への対応を評価
<特定事業所加算の算定要件に重症心身障害児及び医療的ケア児への支援を追加>
- 入院中の重度訪問介護の利用について特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象に追加
<入院中の重度訪問介護利用の対象 区分6⇒ 区分4以上>
- 重度化・高齢化を踏まえた居宅介護・重度訪問介護の国庫負担基準の見直し
<居宅介護の国庫負担基準に介護保険対象者の区分を追加 等>

3 日中活動系サービス（生活介護・短期入所）

- 生活介護においてサービス提供時間に応じた評価を導入
<生活介護の基本報酬の見直し。なお、サービス提供時間については、個別支援計画に定めた個々の支援時間で算定することを基本とするなど一定の配慮を設ける>
- 医療的ケアが必要な者へ対応の評価（生活介護・施設・短期入所）
<人員配置体制加算【I】利用定員20人以下 321単位/日、嚥下吸引等実施加算【新設】30単位/日 等>
- 短期入所における緊急時の受け入れを更に評価
<緊急短期入所受入加算【I】180単位 ⇒ 270単位 等>
- 福祉型短期入所サービスにおける医療的ケア児者の受入れを促進
<医療型ケア対応支援加算【新設】120単位/日 等>

4 施設系・居住支援系サービス（施設入所支援・共同生活援助・自立生活援助）

- 施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向を確認。グループホームの見学、地域活動への参加等を評価
<意向確認に関する指針未作成の場合の減算 5単位/日、地域移行促進加算【II】【新設】60単位/日等>
- 施設における10人規模の利用定員の設定
<基本報酬で対応。生活介護も同様の対応>
- 施設から地域へ移行し、入所定員を減らした場合の加算を創設
<地域移行支援体制加算【新設】>
- グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の評価
<自立生活支援加算【I】【新設】1000単位/月 等>
- 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へ見直し
<グループホームの基本報酬の見直し>
- グループホーム等において地域連携推進会議を設置し、地域の関係者を含む外部の目を定期的に入れる取組を義務づけ
<運営基準に規定。ただし、令和6年度は努力義務とし、令和7年度から義務化>

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

5 訓練系サービス

（自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練））

- 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価
<個別計画訓練支援加算【I】【新設】47単位/日 等>
- ピアサポートの専門性の評価
<ピアサポート実施加算【新設】100単位/月>

6 就労系サービス

（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・就労定着支援・就労選択支援）

- 就労移行支援事業所を定員10名以上から実施可能となるよう見直し
<利用定員規模 20人以上⇒ 10人以上>
- 就労継続支援A型のスコア方式について、生産活動収支や平均労働時間に応じた評価となるよう項目を見直し
<就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式を見直し>
- 就労継続支援B型における平均工賃月額に応じた報酬体系について、よりメリハリをつけた報酬体系に見直し
<就労継続支援B型の基本報酬の見直し、人員配置「6:1」の報酬体系の創設【新設】、目標工賃達成加算【新設】10単位/日 等>
- 就労定着支援の基本報酬を就労定着率のみに応じた報酬体系に見直し
<就労定着支援の基本報酬の見直し>
- 就労選択支援の円滑な実施のための基本報酬・人員配置基準等の設定
<就労選択支援サービス費【新設】1210単位/日>

7 相談系サービス（計画相談支援・障害児相談支援）

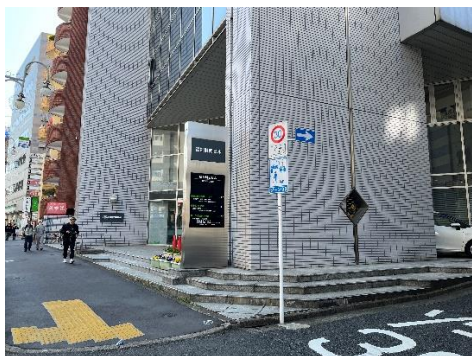
- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
<計画相談支援の基本報酬の見直し>
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
<主任相談支援専門員配置加算 100単位/月 ⇒ 主任相談支援専門員配置加算【I】【II】 300単位/月・100単位/月>
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
<医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月 ⇒ 150~300単位/月 等>

8 障害児支援

（児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- 児童発達支援センター等における中核機能を評価
<中核機能強化加算【新設】22単位~155単位/日
中核機能強化事業所加算【新設】75単位~187単位/日>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいて総合的な支援を推進
<総合的な支援の提供を基本とすることを運営基準に規定 等>
- 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいてサービス提供時間に応じた評価を導入
<児発・放デイの基本報酬の見直し >
- 支援ニーズの高い児への支援の評価を充実
<入浴支援加算【新設】55単位/日、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】100単位、強度行動障害児支援加算 155単位/日 ⇒ 200又は250単位/日 等>
- 家族支援の評価を充実
<事業所内相談支援加算 80単位/月1回 ⇒ 家族支援加算 80単位/月4回（かつ60単位）、延長支援加算の見直し 等>
- インクルージョン推進の取組への評価を充実（保育所等訪問支援の充実 等）
<訪問支援員特別加算 679単位/日 ⇒ 700又は850単位/日>
- 障害児入所支援における小規模化や地域生活に向けた支援等への評価を充実
<小規模グループホーム加算 240単位/日 ⇒ 186~320単位/日
移行型 +308単位/日 ⇒ +378単位/日、移行支援計画の作成等を運営基準に規定 等>

全肢連事務局が移転します



全肢連事務局は、現在の豊島区東池袋から、豊島区南大塚にある全国心身障害児福祉財団の建物の5階に移転します。

全国心身障害児福祉財団は、障害のある子どもたちと家族の拠点として1970年に設立されました。

全肢連は構成団体として、長年連携して事業を展開しています。また、障害福祉関係団体の事務所も多く置かれていることから、今後より一層の他団体との連携も図れることとなります。

福祉財団ビル

- 1階 全国心身障害児福祉財団事務局
- 2階 けやき歯科診療所
- 3階 中央愛児園
- 4階 全国療育相談センター
- 5階 聴覚障害者教育福祉会/東京都医療ソーシャルワーカー協会/日本重症心身障害福祉協会/社会支援ネット・早稲田すばいく/全国病弱虚弱教育学校PTA連合会/全国盲学校PTA連合会/全国ろう学校PTA連合会/東京社会福祉士会/日本ダウン症協会/**全国肢体不自由児者父母の会連合会**
- 6階 日本筋ジストロフィー協会/東京都難聴児相談支援センター/東京コロニー/東京都葛飾福祉工場
- 7階 全国特別支援教育推進連盟/全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会/日本てんかん協会/東京都自閉症協会

令和6年3月21日（木）より新事務所で業務を開始します。

新事務所

〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-43-11
福祉財団ビル5階

TEL: 03-3971-3666 FAX: 03-3971-6079
(TEL/FAXは変更ありません)



JR大塚駅南口 徒歩5分

事務局より

令和6年度全肢連通常総会(全国会長事務局長会議)開催日程について

詳細については改めて各都道府県肢連事務局宛にご案内します。

<日時>令和6年5月25日(土) 午後1時30分~3時30分(受付13時より)

<会場>東京芸術劇場 5階 シンフォニースペース

(池袋駅西口より徒歩2分。駅地下通路2b出口と直結)

※例年と会場が違いますのでご注意願います。